

長寿命化活動等（工事関係）事務処理マニュアル



おたまガエル

平成 30 年 8 月

岩手県多面的機能支払推進協議会

はじめに

多面的機能支払交付金は、国（50%）・県（25%）・市町村（25%）の割合で交付され、その財源は全て税金です。活動組織においては、多面的機能支払の取組が正しく行われているかどうか、明確に説明できるようその記録を残しておく必要があります。

国の「多面的機能支払交付金実施要領」では、資源向上活動（長寿命化）等を「外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術者を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。」と明記されております。

今回、この事務処理に当たってのマニュアルを作成しましたので、参考として活用して下さい。

なお、このマニュアルによらず、市町村の指導に基づいて行っても構いません。

目 次

1. 長寿命化活動等には	1
2. 直営施工の場合	1
(1) 資材見積の徴収	1
(2) 施工と完成数量の確認	2
3. 外注施工の場合	2
(1) 工事費見積の徴収	2
(2) 工事契約	3
(3) 施工	5
(4) 変更契約	5
(5) 工事完成	6
(6) 年度末に工事が完成しない場合	6
4. 財産管理台帳	7
(1) 財産管理台帳とは	7
(2) 財産管理台帳の作成	7
5. 参考資料	
(1) 印紙税額	9
(2) 資材見積依頼文書（例）	11

(3) 工事費見積依頼文書 (例)	12
(4) 工事請負契約書 (例) 当初	13
(5) -1 建設工事請負契約変更 協議書 (例1) 発注者から受注者へ	26
【設計内容、請負代金額、工事完成期限の変更】		
(5) -2 建設工事請負契約変更 請書 (例1) 受注者から発注者へ	29
【設計内容、請負代金額、工事完成期限の変更】		
(6) -1 建設工事請負契約変更 協議書 (例2) 発注者から受注者へ	30
【設計内容の変更】		
(6) -2 建設工事請負契約変更 請書 (例2) 受注者から発注者へ	33
【設計内容の変更】		
(7) -1 建設工事請負契約変更 協議書 (例3) 発注者から受注者へ	34
【工事完成期限の変更】		
(7) -2 建設工事請負契約変更 請書 (例3) 受注者から発注者へ	35
【工事完成期限の変更】		
(8) 工事完成証明書 (例)	36
(9) 工事契約に関する提出書類一覧表	37
(10) 外注工事の進め方 (概要版)	38
(11) 契約書の「袋とじ」方法	40

1. 長寿命化活動等には

老朽化した水路・農道等の補修・更新を行う場合には、「直営施工」と「外注施工」が考えられる。

- ① **直営施工**：組織が自ら資材購入等をして工事（補修・更新）するもの。
- ② **外注施工**：建設会社等に資材購入等の有無に関係なく、工事（補修・更新）を依頼するもの。

2. 直営施工の場合

（1）資材見積の徴収（例:P11 参照）

組織が自ら工事（コンクリート水路製品等の購入）を行う場合には、資材の見積徴収が必要です。

見積徴収には、以下に留意して徴収します。

- ① **予定数量の提示**（数量が多いと割安になる傾向がある。）
- ② **現場渡しの単価**
- ③ **見積は3者以上が原則**（1者は競争性がなく、安価だと証明できない。）

※ 徴収先が分からない場合は、市町村及び県現地機関に問合せ!!

※ 県には公表されている水路製品の単価があり、目安となります。

(2) 施工と完成数量の確認

組織が自ら施工する場合でも、完成後には延長や規格等の確認を行って、
図面等を作成します。(特に更新した施設は、財産管理台帳が必要となり
図面が必要となります。)

3. 外注施工の場合

外注工事の進め方は、以下のとおり。 (P38 概要版参照)

(1) 工事費見積の徴収 (例:P12 参照)

建設会社等に、工事を依頼する場合の見積には、十分な見積期間(5~10
日)を確保して、以下に留意して見積徴収します。

また、必要に応じて現場説明を実施します。

なお、組織、自ら資材を購入して施工のみを依頼する場合の資材見積は、
直営施工と同様です。

① 別記及び特記仕様書で条件を明示 (例:P14、P23 参照)

工事請負契約書の「別記」及び「特記仕様書」を添付します。

別記 (契約条件) : 前金なし、14日以内の検査、引渡し、
支払 40日以内等

特記仕様書 (施工管理) : 設計延長に対し、出来形延長の測定記録

特記仕様書 (提出書類) : 出来形測定図 (図面に延長等を記載)、

現場写真（施工前、施工中、施工後）、
資材搬入資料（カタログや納品書）、
その他発注者が必要と認めたもの

② 工事費と一般管理費等に分けて記載した見積書（例:P25 参照）

工事費：施工延長の明示（規格、形状寸法毎の延長）

一般管理費等：一般的に諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

③ 工事期間の明示（例:P12 参照）

工事完成日：完成希望日を明示し、見積業者から可能な期間を確認

④ 見積は3者以上が原則

直営施工と同様です。

⑤ 数箇所をまとめて外注する場合

箇所毎（工区毎又は集落別）の施工延長等を明示し、一般管理費等は全体で計上した「1つの見積書」が必要です。（契約毎の見積書）

※ 数箇所の工事費見積を単純に加算して契約することは出来ません!!

(2) 工事契約（P37の工事契約に関する提出一覧表参照）

① 最も安価な者と「工事請負契約書」で締結

② 工事請負契約書は2部作成

③ 工事費明細書には (例:P25 参照)

工事費明細書の契約数量は、完成して引渡しを受ける施設の完成数量のみを記載する。

施設を完成するために必要な、労賃(作業員の人数)及び機械経費等(重機の台数)があった場合は、施工業者の裁量で行なわれるものであり、契約数量の表示は一式とする。

④ 工事請負契約書には (例:P9、P13、P40 参照)

工事請負契約書(以下「契約書」という。)には、契約を締結する施工業者(以下「受注者」という。)と組織(以下「発注者」という。)が、契約金額(税抜き)に相当する「印紙」を各々購入貼付し、各々保有する。(印紙は、全て受注者が購入しても構わないがその旨の通知が必要)

契約書は、「工事請負契約書作成(例)当初」に基づき、下記の関係書類を綴り込みした後に「袋とじ」を行い、印紙及び袋とじ部分に「割印」を、又、発注者欄には記入押印をする。

関係書類は、以下のとおりの順で綴る。

1. 工事請負契約書
2. 別記
3. 完成届(様式第3号)
4. 引渡書(様式第5号)
5. 請求書(様式第6号)
6. 特記仕様書
7. 工事費明細書
8. 図面(袋入りが良い)

※ 最後に、白紙1枚を追加してから「袋とじ」!!

(3) 施工

① 定期的に工事現場を確認

受注者に任せきりにせず、定期的に工事現場の作業状況を確認する。

② 工事が期限内に完成するか確認

当初に契約した内容（延長、形状寸法等）に変更がないか、期限内に完成する見込があるかなどを工事完成期限前に確認する。

(4) 変更契約

以下のような変更契約が必要となった場合は、契約期間内に必ず変更契約を行う。この場合、発注者用の「建設工事請負契約変更協議書」と受注者用の「建設工事請負契約変更請書」を作成し、受注者から「建設工事請負契約変更請書」を提出させる。

① 設計内容、請負代金額、工事完成期限に変更が生じる場合

(例 1:P26 参照)

当初に契約した内容と異なる場合は、数量等を2段書きにした「工事費明細書」を作成する。(上段：変更後、下段：変更前)

② 設計内容に変更が生じる場合 (例 2:P30 参照)

契約期間及び契約金額に変更が生じない場合でも、契約数量や形状寸法等に変更が生じた場合は、上記同様に「工事費明細書」を作成する。

③ 工事完成期限に変更が生じる場合（例 3:P33 参照）

当初の工事期間で完成が見込めない場合は、工事の完成期限のみを変更する。

（5）工事完成（例:P20、P21、P22、P36 参照）

- ① 工事完成を確認したら、工事完成期限までに「完成届」を受注者から提出させる。
- ② 「完成届」が提出されたら、発注者（組織）は 14 日以内に工事完成検査を行ない、「工事完成証明書」を受注者に交付する。
- ③ 受注者から完成した施設等を「引渡書」で受ける。
- ④ 又、受注者から「請求書」を提出させる。
- ⑤ 受注者に請負代金を支払う。（請求から 40 日以内）

※ 年度末の工事でも、「完成検査」と「支払」は、年度内が原則です。

（6）年度末に工事が完成しない場合

年度末の工事完成を予定していたが、気象条件及び現場条件等により、年度内に工事完成が見込めない場合は、①年度末までに出来上がる内容で変更契約（精算）する。②工事完成が見込めない部分は、翌年度、改めて契約を締結する。

4. 財産管理台帳

(1) 財産管理台帳とは

工事で更新した施設（財産）は、管理者が適切に管理しなければなりません。交付金の目的に反して、施設の処分、譲渡及び使用等には、定められた処分制限期間があります。

場合によっては交付金の返還もありうることから、施設が「いつ整備」され、「どれだけの費用」だったのかを、明確にしておくための書類が「財産管理台帳」です。

施設を更新したものは、一旦、活動組織の財産となりますが、本来の管理者（市町村、土地改良区等）へ譲渡されますと、その詳細を把握することが困難となりますので、非常に大切な書類となっています。

(2) 財産管理台帳の作成

長寿命化で更新する施設の多くの管理者は、市町村や土地改良区等です。

更新した施設は、整備した年度毎又は路線全体が完了した時点で財産管理台帳を作成し、位置図や構造図等を添付して、施設管理者と結んだ「工事に関する確認書」に基づき、施設を無償譲渡することになります。

また、中古資材を使用した場合でも財産管理台帳を作成する必要があり、処分制限期間の残年数を記入してください。

※ 補修した施設の財産管理台帳は不要!!

5. 参考資料

(1) 印紙税額

印紙税額は、印紙税法の「請負に関する契約書」に該当するため、下記の表に記載された金額に基づき購入が必要です。

【平成 29 年 5 月現在】

印紙税額 (1 通につき)		非課税
1 万円以上 100 万円以下のもの	200 円	契約金額が 1 万円未満のもの
100 万円を超え 200 万円以下のもの	400 円	
200 万円を超え 300 万円以下のもの	1 千円	
300 万円を超え 500 万円以下のもの	2 千円	
500 万円を超え 1 千万円以下のもの	1 万円	
1 千万円を超え 5 千万円以下のもの	2 万円	
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	6 万円	
1 億円を超え 5 億円以下のもの	10 万円	
5 億円を超え 10 億円以下のもの	20 万円	
10 億円を超え 50 億円以下のもの	40 万円	
50 億円を超えるもの	60 万円	
契約金額の記載のないもの	200 円	

具体的な例として

- ① 当初契約額1,080万円うち消費税額80万円と記載された契約書では、
消費税額が明らかであり対象金額が1千万円となり⇒【1万円】
- ② 変更契約で、増額（税抜き）150万円では⇒【400円】
- ③ 変更契約で、減額（税抜き）▲20万円では、金額なしとなり
⇒【200円】
- ④ 変更契約で、工期延長のみで増減額なしでは、金額なしとなり
⇒【200円】

(2) 資材見積依頼文書 (例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 様

〇〇活動組織

代 表 〇〇〇〇 印

資材 (材料) の見積依頼について

当活動組織では資材 (材料) の購入にあたり、見積を徴収することにしたので、下記により見積書の提出をお願いします。

なお、購入先は見積書を比較したうえで決定しますので、ご了承願います。

記

1 資材 (材料)

資材 (材料) 名	規 格	単位	数量	備 考
〇〇	〇〇	本	1	購入予定数量〇〇本

※ 現場着渡しの消費税抜き単価として下さい。

2 搬入場所 〇〇市〇〇町〇〇地内

3 見積り提出希望日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

4 提出先 〇〇活動組織 担当 〇〇〇〇

住所 電話

(3) 工事費見積依頼文書 (例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 様

〇〇活動組織 代 表 〇〇〇〇 印

工事費の見積依頼について

当活動組織では工事を発注するにあたり、見積を徴収することにしましたので、下記により見積書の提出をお願いします。

なお、受注者は見積書を比較したうえで決定しますので、ご了承願います。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事 2 工事場所 〇〇市〇〇町〇〇地内

3 工事内容等

工事内容は工事費明細書等のとおり。 ※ 前金払いは有りません。

※【組織自ら実施する直営施工がある場合は、その内容を記載すること】

4 工事期間

工事完成日を平成〇〇年〇〇月〇〇日としていますが、貴社で可能な工事期間があれば、記載願います。

5 見積り提出希望日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

6 提出先 〇〇活動組織 担当 〇〇〇〇

住所

電話

(4) 工事請負契約書 (例) 当初

工 事 請 負 契 約 書

印紙

- 1 工 事 名 ○○○○ 工事
- 2 工 事 場 所 ○○市○○町○○ 地内
- 3 工 期 自 平成○○年○○月○○日
 至 平成○○年○○月○○日
- 4 請負代金額 金 ○, ○○○, ○○○ 円
 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ○○, ○○○ 円)
 【() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。】

5 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 住 所 ○○市○○町○○番地
 氏 名 ○○活動組織 代表 ○○○○ 印

受注者 住 所 ○○市○○町○○番地
 氏 名 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○○○ 印

別記

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(工事材料の品質)

- 第2条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

(支給材料)

- 第3条 発注者は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、支給材料の使用 방법이設計図書に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

(条件変更等)

第4条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件等について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第6条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金額の変更方法等）

第7条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第8条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第10条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第11条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第12条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第10条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年(当該工事目的物が木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年)以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは同条第2項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) この契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第14条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

る法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第15条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第17条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第14条又は第14条の2の規定によるときは発注者が定め、第15条又は前条の規定によるときは、受注者が発

注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

完 成 届

平成 年 月 日

発注者 あて

受注者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日契約の下記工事は、平成 年 月 日をもって全工程を完成したので、契約書別記第10条第1項に基づき届出ます。

記

- | | | |
|-----------|------------|-----|
| 1 工 事 名 | | 工 事 |
| 2 工 事 場 所 | | 地 内 |
| 3 工 期 | 自 平成 年 月 日 | |
| | 至 平成 年 月 日 | |
| 4 請負代金額 | 金 | 円 |

引 渡 書

平成 年 月 日

発注者 あて

受注者 住 所
氏 名

印

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所

工事
地内

上記工事の目的物を本日引き渡します。

様式第6号

平成 年 月 日

発注者 あて

受注者 住所
氏名

印

請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	円 (精算払い)
工 事 名	工 事
工 事 場 所	地 内
請 負 代 金 額	円

振込金融機関 名称 _____ 口座番号 普通・当座

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、次の工事の施工について必要な事項を定めるものとする。

- 1 工事の名称 ○○○○工事
- 2 工事の場所 ○○市○○町○○ 地内

(一般事項)

第2条 工事の施工に伴い、設計内容と違いが生じた場合には、設計を変更する場合がある。また、予算等の事由から、施工量を変更する場合がある。

(施工管理)

第3条 受注者は、施工管理を行うものとする。

- 1 施工管理の実施に当たっては、発注者と事前に協議を行い、その指示に従うこと。
- 2 受注者は、作業手順に従って施工し、施工管理を行った記録を発注者に提出しなければならない。

(提出書類)

第3条 受注者は、次の書類を整理し発注者に提出するものとする。

- 1 出来形測定図（平面図及び構造図に数量及び延長等）
- 2 現場写真（施工前、施工中、施工後）
- 3 資材搬入資料（カタログ、納品書等）
- 4 その他発注者が必要と認めたもの。

(安全管理)

第4条 受注者は、工事の完全管理に努めるものとする。

- 1 工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
- 2 工事箇所及びその周辺にある地上地下の季節構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。
- 3 豪雨、出水及びその他の天災に対し、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 4 工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入禁止」の標示をしなければならない。

第 1 号

工事費明細書

請負工事費

此工事金

出也

内 訳

名 称	材 料	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明細番号	単価番号	代価番号	摘 要
工事価格			式	1			1-1			
消費税相当額			式	1						
計										

工事費明細書

工事価格

此工事金

円也

内 訳

名 称	材 料	形状寸法	数 量	単 価	金 額	明細番号	単価番号	代価番号	備 考
工事費									
水路設置	ベンチフリューム	300型 m	30						
水路設置	ベンチフリューム	350型 m	40						
水路設置	ベンチフリューム	400型 m	50						
道路敷き砂利	再生砕石25mm	厚さ20cm m	50						施工幅5m
道路アスファルト舗装	細粒度キヤップスコン13F	厚さ3cm m	50						施工幅5m
小計									
一般管理費等		式	1						
計									

(5) - 1 建設工事請負契約変更協議書 (例1) 発注者から受注者へ

【設計内容、請負代金額、工事完成期限の変更】



様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇活動組織
代 表 〇〇〇〇 印

建設工事請負契約変更協議書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した工事請負契約について、次のとおり契約を変更したいので協議します。

なお、契約を変更することについて御異議がない場合は、建設工事請負契約変更請書を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇活動組織（代表者）あて提出してください。

記

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇 地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による設計内容等
別添変更設計図書のとおり
2. 契約変更による請負代金額の増減額

①・減 金 〇〇〇, 〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の増額又は減額 金 〇, 〇〇〇円

3. 契約変更による工事完成期限
平成〇〇年〇〇月〇〇日

第 1 号

工事費明細書

請負工事費

此工事金

円也

上段：変更後
下段：変更前

内 訳

名 称	材 料	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明 細 番 号	単 価 番 号	代 価 番 号	摘 要
工事価格			式	1			1-1			
消費税相当額			式	1						
計										

工事費明細書

工事価格

此工事金

円也

 上段：変更後
 下段：変更前

内 訳

名 称	材 料	形状寸法	数量	単 価	金 額	明細番号	単価番号	代価番号	備 考
工事費									
水路設置	ベンチフリューム	300型 m	30						
水路設置	ベンチフリューム	350型 m	38						
水路設置	ベンチフリューム	400型 m	40						
水路設置	ベンチフリューム	400型 m	52						
道路敷き砂利	再生砕石25mm	厚さ20cm m	50						施工幅5m
道路アスファルト舗装	細粒度キヤップスコン13F	厚さ3cm m	55						施工幅5m
小計									
一般管理費等		式	1						
			1						
計									

(5) - 2 建設工事請負契約変更請書 (例1) 受注者から発注者へ

【設計内容、請負代金額、工事完成期限の変更】



様式第2号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

代表 〇〇〇〇 様

受注者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

印

建設工事請負契約変更請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による設計内容等

別添変更設計図書のとおり

2. 契約変更による請負代金額の増減額

増・減 金 〇〇〇, 〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の増額又は減額 金 〇, 〇〇〇円

3. 契約変更による工事完成期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(6) - 1 建設工事請負契約変更協議書 (例2) 発注者から受注者へ

【設計内容の変更】



様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇活動組織

代 表 〇〇〇〇 印

建設工事請負契約変更協議書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した工事請負契約について、次のとおり契約を変更したいので協議します。

なお、契約を変更することについて御異議がない場合は、建設工事請負契約変更請書を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇活動組織 (代表者) あて提出してください。

記

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇 地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による設計内容等
別添変更設計図書のとおり

第 1 号

工事費明細書

請負工事費

此工事金

円也

上段：変更後
下段：変更前

内 訳

名 称	材 料	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明 細 番 号	単 価 番 号	代 価 番 号	摘 要
工事価格			式	1			1-1			
消費税相当額			式	1						
計										

工事費明細書

工事価格

此工事金

円也

上段：変更後
下段：変更前

内 訳

名 称	材 料	形状寸法	数 量	単 価	金 額	明細番号	単価番号	代価番号	備 考
工事費									
水路設置	ベンチフリューム	300型 m	30						
水路設置	ベンチフリューム	350型 m	34						
水路設置	ベンチフリューム	400型 m	40						
水路設置	ベンチフリューム	400型 m	52						
道路敷き砂利	再生砕石25mm	厚さ20cm m	60						施工幅5m
道路アスファルト舗装	細粒度キヤップスコン13F	厚さ3cm m	45						施工幅5m
小計									
一般管理費等		式	1						
			1						
計									

(6) - 2 建設工事請負契約変更請書 (例2) 受注者から発注者へ

【設計内容の変更】

印紙

様式第2号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

代表 〇〇〇〇 様

受注者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

建設工事請負契約変更請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による設計内容等
別添変更設計図書のとおり

(7) - 1 建設工事請負契約変更協議書 (例3) 発注者から受注者へ

【工事完成期限の変更】

様式第1号

印紙

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇活動組織

代 表 〇〇〇〇 印

建設工事請負契約変更協議書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した工事請負契約について、次のとおり契約を変更したいので協議します。

なお、契約を変更することについて御異議がない場合は、建設工事請負契約変更請書を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇活動組織（代表者）あて提出してください。

記

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇 地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による工事完成期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(7) - 2 建設工事請負契約変更請書 (例3) 受注者から発注者へ

【工事完成期限の変更】

印紙

様式第2号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

代表 〇〇〇〇 様

受注者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

建設工事請負契約変更請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による工事完成期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(8) 工事完成証明書 (例)

様式第4号

工 事 完 成 証 明 書

受 注 者	〇〇〇〇建設株式会社
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇 地内
工 事 名	〇〇工事
請 負 代 金 額	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
着手及び完成年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 着手 平成〇〇年〇〇月〇〇日 完成

上記工事は、平成〇〇年〇〇月〇〇日完成検査を行ったところ、契約設計図書のとおり完成したことを証明いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

検査員

〇〇活動組織

氏名 代表 〇〇〇〇 印

(9) 工事契約に関する提出一覧表

工事契約に関する提出一覧表

様式 No.	様 式 名	作 成 者	提出先	提 出 期 日	備 考
1	建設工事請負契約変更協議書	発注者	受注者	変更が生じたとき	
2	建設工事請負契約変更請書	受注者	発注者	変更協議書を受けた後	
3	完成届	受注者	発注者	工事が完成したとき	
4	工事完成証明書	発注者	受注者	工事完成検査の日	
5	引渡書	受注者	発注者	工事完成証明書受領後	
6	請求書	受注者	発注者	工事完成証明書受領後	

1 当初契約書には、以下の順番で綴込み（同じものを2部作成）

- (1) 工事請負契約書
- (2) 別記
- (3) 完成届（様式第3号）
- (4) 引渡書（様式第5号）
- (5) 請求書（様式第6号）
- (6) 特記仕様書
- (7) 工事費明細書 ※ 単価及び金額は入りません。
- (8) 図面（袋入りが良い）

2 変更契約書には、以下の順番で綴込み（各々作成）

【発注者から受注者へ】

- (1) 変更協議書
- (2) 特記仕様書（変更があれば添付）
- (3) 工事費明細書（上段：変更後、下段：変更前）
- (4) 図面（変更内容が分かるように）

【受注者から発注者へ】

- (1) 変更請書
- (2) 特記仕様書（変更があれば添付）
- (3) 工事費明細書（上段：変更後、下段：変更前）
- (4) 図面（変更内容が分かるように）

(10) 外注工事の進め方（概要版）

水路や道路整備等の工事を専門業者（建設会社等）にお願いする場合の、主な手順は以下のとおり。

1 工事内容の【検討】 <工事内容が決定されている場合は省略>

(1) 工事場所：図面等で施工位置を検討する。

(2) 工事内容：規格、寸法、数量などを検討する。

(例) ベンチフレーム水路 300 型 L=100m

注) 規格寸法等が分からない場合は、市町村及び土地改良区に相談する。なお、場合によっては設計コンサルタントに外注することが必要となる。

2 工事内容の【決定】

(1) 予算額の把握：外注できる工事予算額を想定する。

(2) 工事内容：予算額に応じた工事場所と工事内容を決定する。

3 工事費の見積り【依頼】

(1) 見積業者の選定：市町村、土地改良区などの指導で、3者選定する。

(2) 見積依頼：工事内容（工事場所、内容及び工事期間）を明示する。

注1) 見積依頼時は、前金払が無いことを明示する。（前金保証制度がない）

注2) 又、提出期限も明示する。（見積期間 5～10 日）

4 受注者の【決定】

- (1) 受注者の決定：最低見積り業者に決定する。
- (2) 契約書の作成：工事請負契約書を2部作成する。
- (3) 契約の締結：工事請負契約を締結する。

5 変更契約の【締結】 <契約数量及び工期等に変更が生じる場合>

- (1) 受注者と変更協議：変更協議書で協議し、変更請書を提出させる。

注1) 変更協議は、当初契約の工事期間内に行なう。

注2) 契約額に増減がない場合でも、内容に変更が生じた場合は行なう。

6 工事完成の【確認】

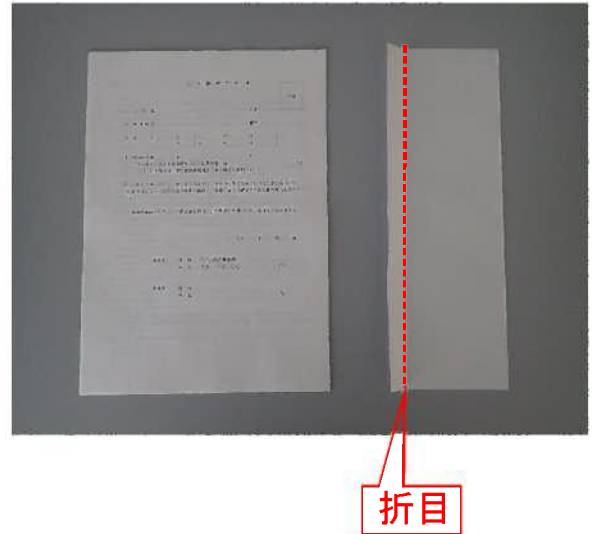
- (1) 完成届：受注者から工事期間内に提出させる。
- (2) 完成検査：施工管理図面と現地で数量と出来ばえを確認する。
- (3) 引渡書：完成検査で合格（工事完成証明書の交付）したら、
引渡を受ける。
- (4) 工事代金の支払：完成検査の合格後、請求書を提出させ代金を支払う。

注1) 完成検査は、年度内までの間で完成の届出後14日以内に行なう。

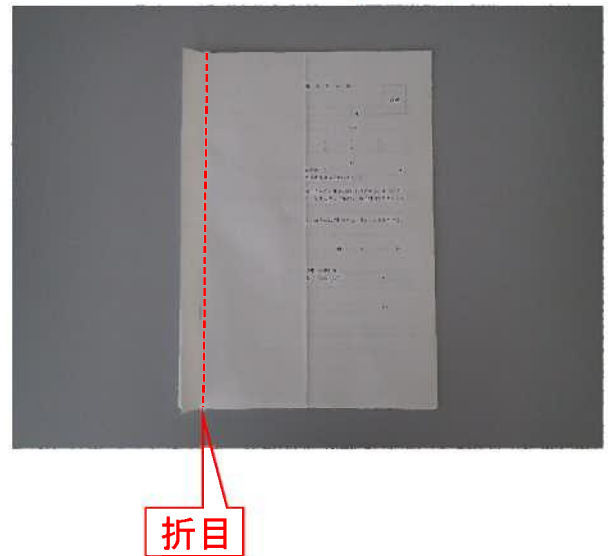
注2) 工事代金の支払は請求後40日以内、年度末でも、原則、年度内です。

(11) 契約書の「袋とじ」方法

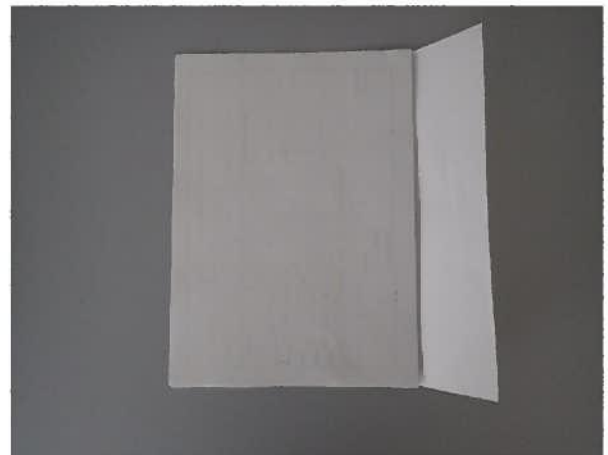
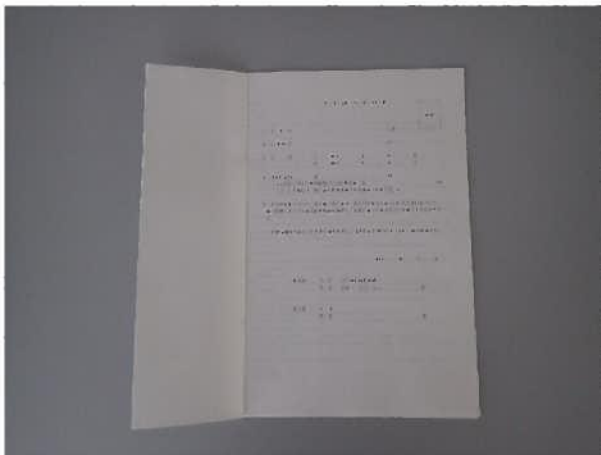
- ① 契約書綴りに別途、袋とじ用の紙 (A4 半分) を用意し、左端を 1.5 ~2cm 程度の所に折目を付ける。



- ② 契約書綴りの左端に袋とじ用の紙を重ね、折目に沿って 2箇所をホチキスで留める。



- ③ 袋とじ用の紙を折り返した後、契約書綴りを裏返す。



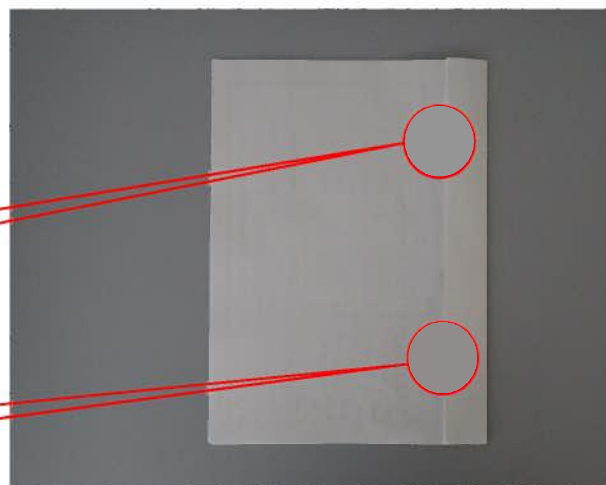
- ④ 袋とじ用の紙を再度、内側に半分を折り返す。



- ⑤ 折り返した紙の端を「のり等」で接着する。(裏完成)

発注者割印

受注者割印



- ⑥ 契約書の袋とじが完成。

印紙割印 (消印)

発注者割印

受注者割印

